

(5) 保健・医療、社会福祉制度の充実

くらしの問題を解決していくには、保健・医療、社会福祉制度を、行政の責務において充実していくことが必要となります。

①健康といのちを守る保健活動・医療体制の充実

現 状 と 課 題

- 急速な高齢化の進行とともに、食生活や運動習慣などを原因とする生活習慣病が増加しています。それに伴い要介護者も増えています。高齢期を健やかで心豊かに過ごせるよう、子どもから高齢者まで市民すべての健康の保持・増進に向けた健康づくりを推進し、疾病予防・介護予防の充実を図っていくことが必要です。
- 吹田市健康づくり推進事業団や市民と連携して、健康づくりの取り組みを進めるとともに、健康相談や健康教室、出前講座、地域と連携した機能訓練、訪問指導等により疾病予防・介護予防の事業を積極的に展開しています。
- 今日の状況やこれまでの取り組みを踏まえ、病気の発生予防である「一次予防」を重視した計画「健康すいた21」を平成17年度（2005年度）に策定しました。
- 近年の小児科医確保の困難な中、平成16年（2004年）4月に、箕面市に小児救急の広域的施設「豊能広域こども急病センター」が整備されました。
- 市民の身近な医療の相談相手として、かかりつけ医の定着が求められています。また、地域医療連携体制の整備、医療機関と保健、福祉との連携などが大切です。

実態調査から…

- 生計中心者の健康状態について、「どこも悪くない」が13.7%にとどまっており、8割強の人が健康状態が良くないといった状況です。
- 「地域で日頃、何とかしなければならないと思っていること」のうち、「制度や施設、サービスに関わること」では、「救急・休日・夜間の医療体制が不十分」が19.5%、「いつでも診てくれる医療機関が少ない」が16.8%でした。かかりつけ医の定着や休日・夜間の救急医療体制の整備が求められています。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 健康について気軽に相談できる施設がほしい
- 小児の夜間、緊急診療をする医療機関を増やしてほしい
- 病院の入院期間が短く、アフターケアを整えてほしい
- 医療機関マップをつくってほしい
- 医療・保健・福祉の関係者の会議を開催してほしい

施策の方向

30)健康づくり事業と身近な地域での保健・介護予防事業の推進

「健康すいた21」で示された指標をもとに、健康づくり事業を推進していきます。また、健康診査や健康教育など壮年期からの保健サービスの充実を図り、生活習慣病等の疾病予防や閉じこもり予防など、介護予防事業を進めます。

健康づくり・介護予防事業を地域福祉活動の一つの取り組みとして位置づけ、6つの地域包括支援センターに配置された保健師等の専門職員により、健康や介護予防に関する健康教育（出前講座含む）、生活習慣病予防や介護予防等のための健康相談、地区福祉委員会等と連携しながらの身近な地域での機能訓練事業※、訪問指導などを推進していきます。あわせて、介護に携わる家族の心身の健康保持・増進を支援していく観点から、介護家族を対象とした健康教育・健康相談・訪問指導も行っていきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア		□		□	□
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○	○	○

31)地域医療体制の整備

いのちを守り、地域でのくらしを支えるには医療体制の整備が欠かせません。小児科医確保の困難な中、府や隣接各市、関係医療機関との相互協力で開設された「豊能広域こども急病センター」での対応を行うとともに、引き続き本市の実情を踏まえた救急医療体制の整備に努めます。また、病院や診療所の相互の連携を強め地域医療連携体制の整備を図ります。さらに、関係機関と連携して、かかりつけ医の定着を図るとともに、地域の医療・保健・福祉のネットワークづくりを推進していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□	□			
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	○			

②子ども・子育てを支援する基盤の充実

現 状 と 課 題

- 家庭や地域の育児力が弱まり、子育ての負担感や不安感が増している中、孤立した子育てをなくし、地域の仲間と共に楽しく子育てできる環境づくりが必要です。地域子育て支援センターとして位置づけられている公立18か所と私立7か所の保育所を中心に、子育て相談・育児教室、子育てサークルの育成支援や子育て情報の提供など、総合的な子育て支援を展開しています。平成17年度（2005年度）からは、地域における子育て支援のネットワークとして、「地域子育て支援関係機関連絡会」の活動も始まっています。子育て・子育てに関する身近な地域での相談支援体制の整備や情報提供の充実を図ることが求められています。
- 子育てを支え合う市民の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業の拡充や、緊急時などの一時保育の充実が求められています。
- 緊急課題となっている児童虐待への対応は、児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）を中心として取り組んできていますが、相談体制の充実や未然防止の取り組みの強化が求められています。また、障害のある子どもへの支援やひとり親家庭への支援などが必要となっています。
- 保育所や留守家庭児童育成室[※]は、仕事と子育ての両立を支える施設として重要な役割を果たしています。保育所の整備等による待機児対策により、待機児童は解消方向にあります。働き方の多様化の中で、保育所での休日保育、病後児保育等の拡充や、留守家庭児童育成室の保育時間の延長等の充実が求められています。

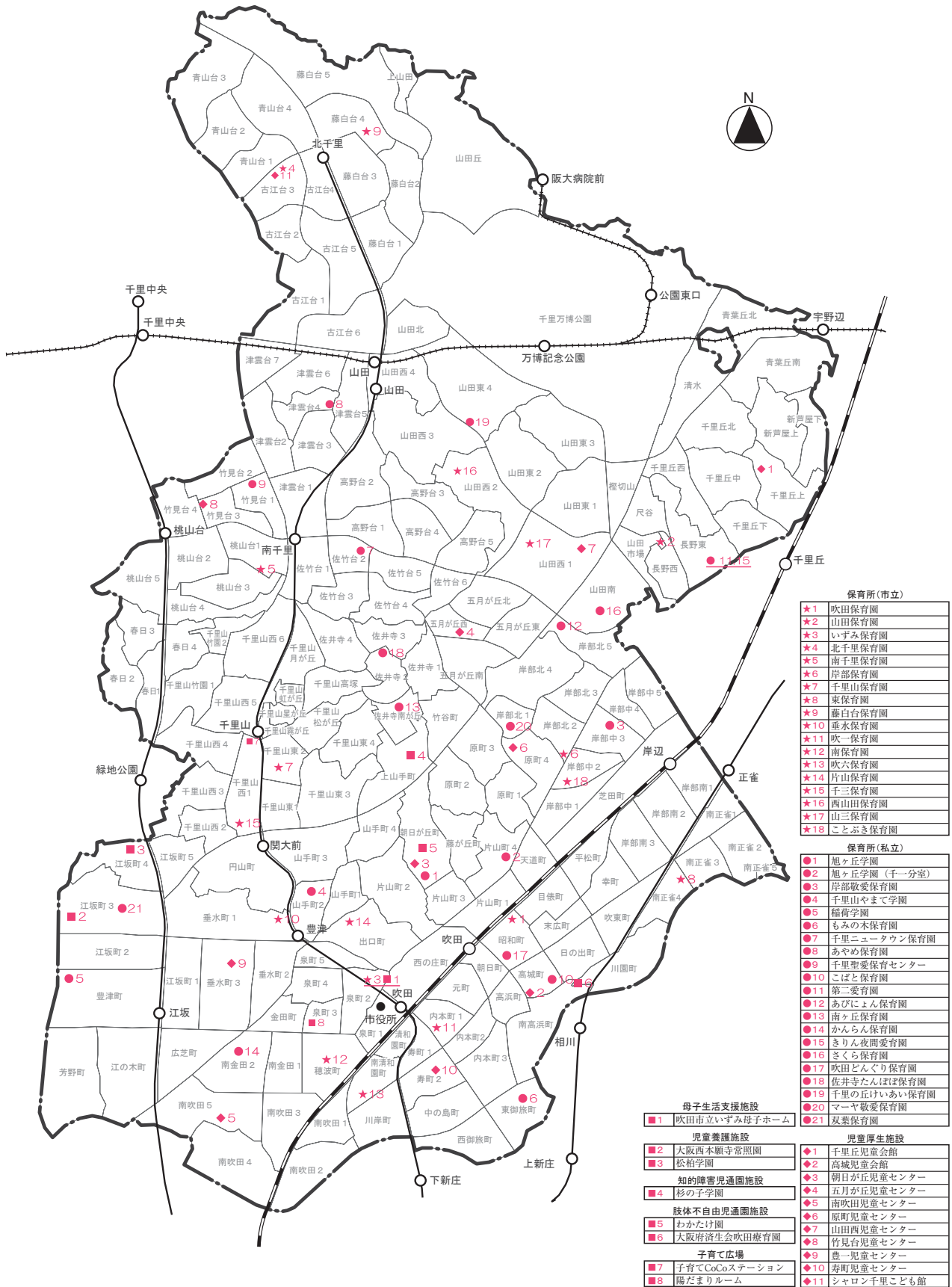
実態調査から…

- 0歳から1歳の子どもがいる世帯では、「地域で日頃、何とかしなければならないと思っていること」として、「子育ての不安をかかえている世帯のこと」と答えた人の比率は、46.2%と高くなっています。中学生以下の子どもが「いる」世帯では、「児童に対する虐待」と答えた人は20.4%となっています。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 子育てボランティアを増やす。困った時、身近に声を聞いてもらえる人を増やす
- 母子世帯や子育て不安を抱える世帯、若い世帯への子育て支援をしてほしい
- 子育てボランティアの養成、子育てに関する研修会・子育て教室を開催してほしい
- 児童センターの設置をしてほしい
- 障害児の学童保育を小学校6年生までにしてほしい
- 子育てのネットワーク（保育所、幼稚園、学童、児童館、子育てサロンなど）を

図Ⅲ-8 児童福祉施設等一覧(平成18年(2006年)1月末現在)



下線が入っているものは、同一施設(あるいは敷地)内に2つ以上の施設がある場合です。

施策の方向

32) 地域における子育て支援の充実

子育て・子育てに関する身近な地域での相談支援体制の整備や情報の提供の充実を図るとともに、地域の子育て支援の拠点としてその役割を一層発揮できるよう、地域子育て支援センターの事業の充実を図ります。

また、子育てサークルの活動場所や子育てに関する情報の提供など子育てサークルの育成・支援を進めるとともに、子育て中の親子が気軽に集い、子育て支援を受けられる「子育て広場」をNPOなど市民との協働で整備するなど、地域における子育て支援の活動を一層充実していきます。さらに、ファミリー・サポート・センター事業の拡充や緊急時等に子どもを安心して預けることのできる保育所での一時保育の充実を図ります。

児童会館・児童センターの事業の充実を図るとともに、整備されていない北千里や千里山地域の整備に努めます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□	□			
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎		○	○

33) 子育てを支援し合えるまちづくりの推進

身近な地域で関係機関や地域団体が連携し、子育てに関する問題や取り組みについての学習や交流を積み重ね、情報を共有しながら協働して「子育てを支援し合えるまちづくり」を進めます。そのため、地域子育て支援センターである保育所を中心として、幼稚園、保健センター、児童会館・児童センターなどの関係機関、さらに民生委員・児童委員や地区福祉委員など地域の担い手も含めて構成された「地域子育て支援関係機関連絡会」の活動を充実していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア			□		
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	○

34) 配慮を必要とする子どもや家庭への支援

子育てが特に困難な状況にある家庭への支援体制の整備を図ります。また、児童虐待の未然防止や被虐待児童・ひきこもり児童に対する支援に向けて、子ども家庭センターと連携を密にし、相談・支援体制の充実を図ります。あわせて、児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）の活動の充実を図り、福祉、教育、保健、医療、警察等の関係機関が、民生委員・児童委員やボランティア・NPO等の関係団体と連携した地域の見守り体制を整備します。

障害のある子どもへの支援については、本市の療育※システムに基づいて、乳幼児健診等の実施により、早期発見と適切な事後指導に努め、子どもの障害に応じた療育と保護者への相談支援について、子どものライフステージに沿って療育施設や保育所、幼稚園、学校などで継続して行うとともに、関係機関との連携を図り、療育システムの充実に努めます。また、市立杉の子学園（知的障害児通園施設）の建替えに伴い、これまでの通園療育に加え、地域に暮らす児童、保護者、家族に対して総合的な支援を行う地域療育支援機能を併せ持つ（仮称）療育センターとして整備します。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎		○	○

35) 働くこと・育てることの両立への支援

仕事と子育ての両立を支える保育所の入所待機児童は解消方向にありますが、今後の保育需要の推移や待機児童の発生状況を見ながら、必要に応じて保育所の整備に努め、対策を行います。休日保育や、子どもの病気やけがの回復期に保育や看護を行う病後児保育についても、さらに整備をめざします。また、子どもが病気やけがのときにも保育や看護を行う病児保育の整備に向けて検討します。

子どもたちが豊かな放課後を過ごせ、保護者が安心して過ごせるよう、留守家庭児童育成室の保育時間の延長に向けて検討します。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎		○	

③障害のある人と共に生きる社会の実現

現 状 と 課 題

- 障害のある人も、ない人も、すべて一人の人間として、お互いに尊重し合うことが大切です。障害の種別や程度にかかわらず、住み慣れた地域で、一人の地域住民として安心して生活が送れるようにしていくことが求められています。地域社会から必要な支援を得ながら、一人ひとりのニーズに合ったくらしを生き生きと送り、社会活動に参加しながら自己実現を図っていけるよう、環境を整えていくことが大切です。
- また、障害の状態や年齢によって、支援の必要性や支援の内容は大きく異なるため、個々の障害に対応したニーズを的確に把握し、保健・医療、福祉等の適切な諸サービスが受けられるよう、きめ細かな支援を行っていく必要があります。
- 精神疾患への誤解や偏見（こころのバリア）は、依然として解消されていない現実があります。精神障害についての正しい理解と認識が深まるよう、市民の意識啓発を推進し、共に地域で暮らしていけるよう、支援していく必要があります。
- 一方、障害のある人の福祉サービスや活動についての市民の関心はまだ十分とはいえない状況です。障害や障害のある人に対する、市民の正しい理解と認識を深めるための啓発活動を進めるとともに、地域における交流活動を支援し、障害のある人が地域活動に気軽に参加し、共に活動できるための環境づくりが必要です。

実態調査から…

- 「地域で日頃、何とかしなければならないと思っていること」で、「福祉の課題」としては「ひとり暮らしの高齢者のこと」が43.1%なのに対して、「障害児・者がいる世帯のこと」は10.9%でした。障害児・者がいる世帯への関心がまだまだ低い実態がうかがわれます。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- ひとり暮らしの障害者への緊急時の対応
- 重度障害者施設・施策を強化してほしい
- 精神科に入院・通院だけでなく、訪問看護・往診等在宅ケアを望む
- 障害者が気軽に集える場所がほしい
- 社会福祉協議会一福祉委員で障害児・者とその家族を中心としたサロンの開催
- 身体に障害のある子を持つ親に支援を
- 障害者を地域で手助けしたいとき対象者がわからない。把握方法を検討してほしい
- 障害者が地域で活動することを支援するヘルパーを増やしてほしい
- 障害者と地域住民とのコミュニケーションの仲立ちをしてほしい
- 障害者への理解を深める講習会や啓発活動を積極的に実施してほしい

施策の方向

36) 障害のある人と共に生きる社会に向けた啓発・交流活動の推進

障害や障害のある人に対する理解と認識を深め、障害のある人も、ない人もお互いに尊重し合い、共に生き、交流をし、支え合うことができる地域社会をめざします。

障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、障害や障害のある人への正しい理解と認識を促進するための啓発を進めます。あわせて、地域のさまざまな団体や小・中学校等との協力、連携のもとに、障害のある人と地域住民や児童・生徒との交流の機会を増やしていくための交流活動等を支援していきます。

また、障害のある人の雇用や就労に関する民間事業者や市民の関心をより一層深めるため、関係機関と連携し、啓発活動を推進します。

さらに、障害のある人が、自分自身の地域でのくらしに対して積極的に意見を言うことができ、地域の一員として主体的に社会活動に参加・参画していけるための環境づくりを進めます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	○

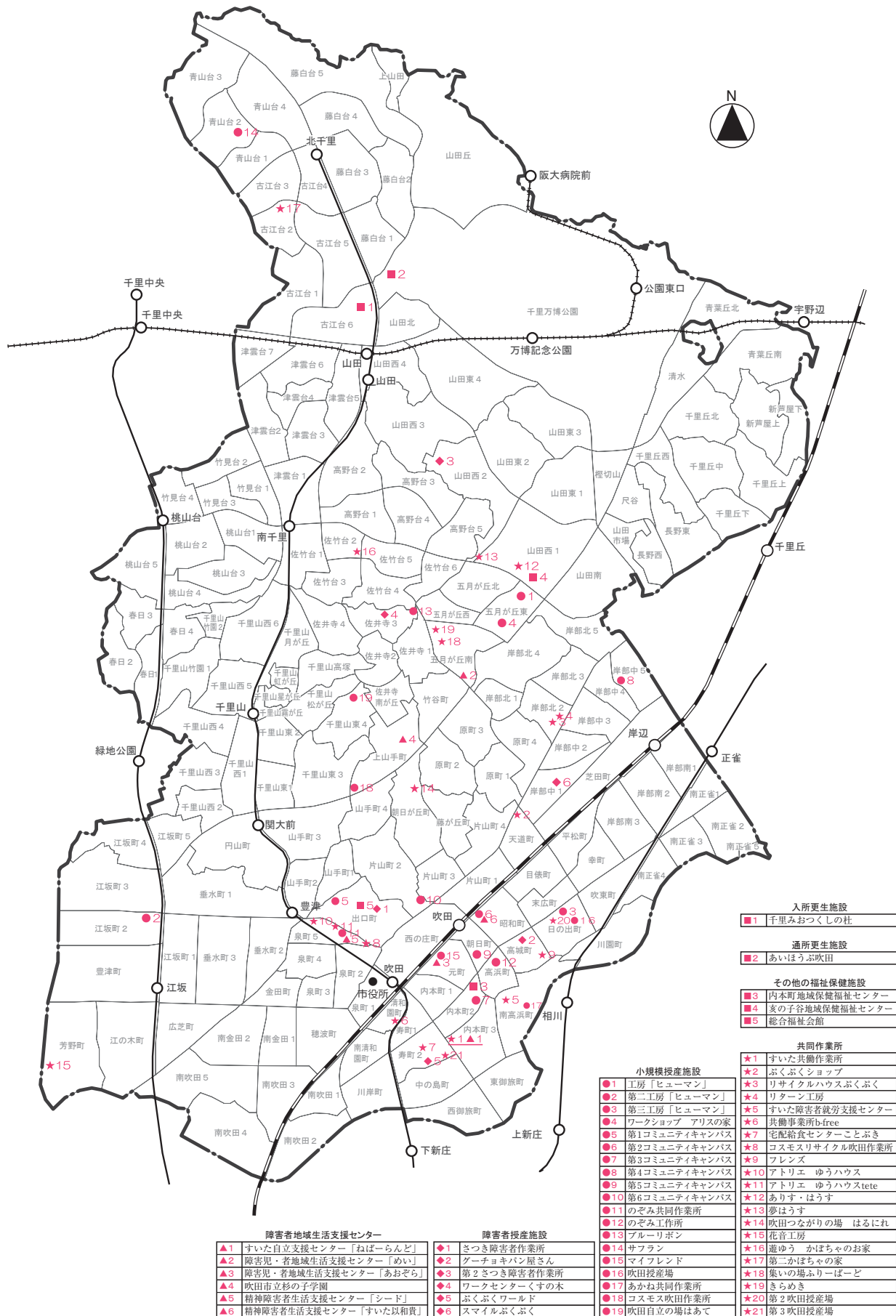
37) 障害のある人を支える福祉サービス等の充実

障害のある人が地域で安心して、自立して暮らせるよう、ホームヘルプサービス[※]やガイドヘルプサービス[※]、ショートステイ[※]、デイサービス[※]、グループホーム[※]などの在宅生活・地域生活を支えるサービス基盤の整備について、それぞれの整備状況を勘案しながら、必要なサービスの整備・充実に努めます。また、企業に雇用されることが困難な障害のある人の訓練や活動の場となり、生きがいや社会参加の場ともなっている授産施設[※]や共同作業所[※]などの通所型施設についても、必要な整備と運営助成に努めます。

また、市民の自主的・自発的なボランティアの参加及び養成を図るとともに、交流活動等を通じて障害のある人と地域との関わりを進めることにより、共に助け合う環境を整備し、身近な地域での継続的な支援の基盤づくりに努めます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎		○	

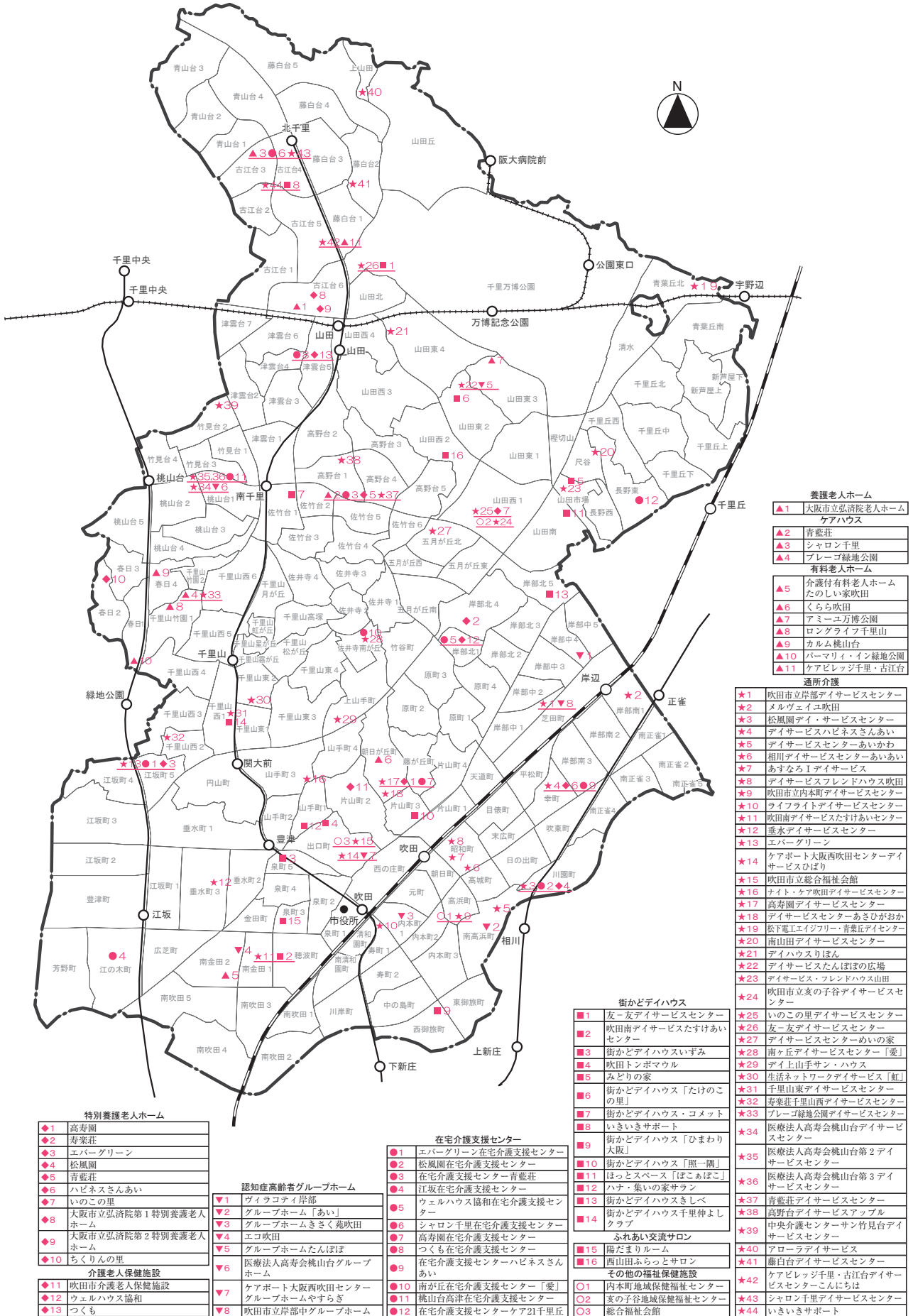
図Ⅲ-9 障害のある人の施設一覧(平成18年(2006年)1月末現在)



下線が入っているものは、同一施設(あるいは敷地)内に2つ以上の施設がある場合です。



図Ⅲ-10 高齢者福祉施設一覽(平成18年(2006年)1月末現在)



特別養護老人ホーム	
●1	高寿園
●2	寿楽荘
●3	エバーグリーン
●4	松風園
●5	青藍荘
●6	ハビネスさんあい
●7	いのこの里
●8	大阪市立弘済院第1特別養護老人ホーム
●9	大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム
●10	ちくりんの里 介護老人保健施設
●11	吹田市介護老人保健施設
●12	ウェルハウス協和
●13	つくも

認知症高齢者グループホーム	
▼1	ヴィラコテイ岸部
▼2	グループホーム「あい」
▼3	グループホームささく苑吹田
▼4	エコ吹田
▼5	グループホームたんぼぼ
▼6	医療法人高寿会桃山台グループホーム
▼7	ケアポート大阪西吹田センターグループホームやすらぎ
▼8	吹田市立岸部中グループホーム

在宅介護支援センター	
●1	エバーグリーン在宅介護支援センター
●2	松風園在宅介護支援センター
●3	在宅介護支援センター青藍荘
●4	江坂在宅介護支援センター
●5	ウェルハウス協和在宅介護支援センター
●6	シャロン千里在宅介護支援センター
●7	高寿園在宅介護支援センター
●8	つくも在宅介護支援センター
●9	在宅介護支援センターハビネスさんあい
●10	南が丘在宅介護支援センター「愛」
●11	桃山台高津在宅介護支援センター
●12	在宅介護支援センターア21千里丘

街かどデイハウス	
■1	友一友デイサービスセンター
■2	吹田南デイサービスたすけあいセンター
■3	街かどデイハウスいずみ
■4	吹田トンボマウル
■5	みどりの家
■6	街かどデイハウス「たけのこの里」
■7	街かどデイハウス・コメント
■8	いきいきサポート
■9	街かどデイハウス「ひまわり大坂」
■10	街かどデイハウス「照一隅」
■11	ほっとスペース「ぼこあぼこ」
■12	ハナ・集いの家サラン
■13	街かどデイハウスきしべ
■14	街かどデイハウス千里伸よしクラブ
■15	ふれあい交流サロン
■16	西山田ふらっとサロン
○1	内本町地域保健福祉センター
○2	家の子地域保健福祉センター
○3	総合福祉会館
■25	いのこの里デイサービスセンター
■26	友一友デイサービスセンター
■27	デイサービスセンターめいの家
■28	南ヶ丘デイサービスセンター「愛」
■29	デイ上山手サン・ハウス
■30	生活ネットワークデイサービス「虹」
■31	千里山東デイサービスセンター
■32	寿楽荘千里山西デイサービスセンター
■33	ブレイク緑地公園デイサービスセンター
■34	医療法人高寿会桃山台デイサービスセンター
■35	医療法人高寿会桃山台第2デイサービスセンター
■36	医療法人高寿会桃山台第3デイサービスセンター
■37	青藍荘デイサービスセンター
■38	高野台デイサービスアップル
■39	中央介護センターサン竹見台デイサービスセンター
■40	アローラデイサービス
■41	藤白台デイサービスセンター
■42	ケアレッジ千里・吉江台デイサービスセンターこんにちは
■43	シャロン千里デイサービスセンター
■44	いきいきサポート

下線が入っているものは、同一施設(あるいは敷地)内に2つ以上の施設がある場合です。

④高齢者が生き生きと地域で暮らしていくためのサービスの充実

現 状 と 課 題

- 本市の65歳以上人口の割合である高齢化率は急速に高まっており、16.36%（平成17年（2005年）9月現在）に達しています。高齢者のいる世帯やひとり暮らし世帯の数も増加してきています。今後、認知症高齢者の数も増えてくると見られています。
- 高齢期を迎えても住み慣れた地域で健康で生き生きと暮らしていくためには、地域生活を支える居宅サービス・通所施設・入所施設等の各種施策が必要です。要介護状態となることを予防するための介護予防サービスの充実が求められています。また、地域で安心して暮らしていくためには、地域密着型のさまざまなサービスの提供が必要です。緊急時に利用できるショートステイサービス、認知症対応型のサービスや夜間対応型のサービスなどの確保も欠かせません。
- 保健・福祉サービスを提供する施設が身近にない地域もあり、地域の実情を踏まえた整備が求められています。
- 高齢者の相互交流と社会参加を進め、生きがいを高めるため、高齢クラブ連合会と連携して各種の「いきがい教室」、寝たきり高齢者やひとり暮らし高齢者を対象とした訪問事業（高齢者友愛訪問※）などを行っています。また、高齢クラブの行う講習会、研修会、福祉バスでのレクリエーション活動、社会奉仕活動などへの活動助成を行っています。高齢者の交流施設として、高齢者いきいの間※を市内35か所、高齢者いきいの家※を1か所設置しています。

実態調査から…

- 「地域で日頃、何とかしなければならないと思っていること」のうち、「制度や施設、サービスに関わること」では、「特別養護老人ホームが少ない」が14.4%、「高齢者ショートステイの施設が少ない」が9.3%、「高齢者グループホームが少ない」が6.6%、「高齢者デイサービスセンターが少ない」が6.0%でした。施設・サービスの整備と充実が求められています。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 地域保健福祉センターの保健師が訪問等を行ってほしい
- 高齢者施設、介護保険施設を増やしてほしい
- 高齢者医療付き老人ホームの拡大
- 高齢者のひきこもりに対応できる専門家の体制を
- 緊急時のショートステイやヘルパーの利用ができるシステムをつくる
- ショートステイの確保を真剣に取り組んでほしい

<施策の方向>

38)高齢者の地域での生活を支援するサービス・施設の整備

介護予防事業の充実を図るとともに、介護を必要とする状態になっても、必要な時に適切なサービスが受けられ、住み慣れた地域や家庭で引き続き安心して暮らしていけるよう、地域密着型サービス※の整備を図ります。6ブロックのサービス整備圏域ごとの既存施設や居宅サービスの整備状況等を勘案しながら、施設や居宅サービス等の基盤整備に努めます。

また、介護保険事業と整合を図りながら、高齢者の在宅生活を支援する福祉サービスの充実を図ります。介護保険で非該当（自立）と認定された高齢者等の介護予防、生活支援を図るため、街かどデイハウス※を運営するNPOに対する助成を継続して行います。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□	□			
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎		○	

39)高齢者の社会参加・生きがい事業の推進

高齢者が自分らしく生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、府立老人総合センター、総合福祉会館、シルバーワークプラザ※等での高齢者の「いきがい教室」の充実を図るとともに、地区公民館等での生涯学習の取り組みと連携して、学習機会の充実を図ります。また、高齢者が自らの経験と知識を地域福祉活動や地域のまちづくりに活かすことができるよう、高齢者の社会参加を促進していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□			□	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	○

⑤新しい課題を抱える人たちへの地域と連携した支援

現 状 と 課 題

- ひとり暮らし高齢者の孤独死の防止は、地域の重要課題となっています。高齢者への虐待や配偶者への暴力の防止、発達障害（学習障害・注意欠陥多動性障害・広汎性発達障害等）のある人への支援などが新たな社会的課題となっています。
- また、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた人が多数存在し、地域社会との摩擦が生じる場合がある中で、人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な支援施策を講じる必要があります。平成15年（2003年）7月に結成された大阪府下の広域組織「ホームレス自立支援推進協議会※」に本市も加盟し、その豊能・三島ブロック分科会の広域的な自立支援事業として、総合相談事業を実施しています。
- こういった課題に対して、国においても、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年（2001年）10月施行）、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年（2002年）8月施行）、発達障害者支援法（平成17年（2005年）4月施行）、高齢者虐待防止法（平成18年（2006年）4月施行）など、法律による制度の整備が進められています。
- 現在の公的な制度では解決できない不安や孤立、ひきこもりなどの心の問題を抱えている人々の発見と、それらの人々に対する相談・支援も必要となってきています。
- これらの問題は、問題が見えにくく把握を困難にしています。また、課題を抱える当事者と地域社会との摩擦が生じたりすることもあります。そのため、社会全体で包み支え合うソーシャル・インクルージョンの視点に立って支援の取り組みを進めることが大切です。

実態調査から…

- 「地域で日頃、何とかしなければならぬと思っていること」で、「福祉の課題」としては「ひとり暮らしの高齢者のこと」が43.1%で最も高い率でした。
- また、同じ問の中で、「高齢者に対する虐待」や「女性に対する暴力」に回答した人の数は少数でしたが、地域の課題としてあがってきています。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- ADHD（注意欠陥多動性障害）・LD（学習障害）等、学校側に理解を深めてほしい
- こころの病についての知識を広く知ってほしい
- 不登校児童など青少年を対象とする憩いの場所を設置してほしい
- 高齢者のひきこもりに対応できる専門家の体制を
- ホームレスが公園で夜間寝泊りしている。公園のホームレスへの対応を

施策の方向

40)新しい課題を抱える人たちへの支援

高齢者への虐待には介護負担がその背景となっている場合が多いといわれます。地域包括支援センターなどにおいて、介護に悩む家族が気軽に相談できる体制の整備を図るとともに、虐待の未然防止や早期発見につながる地域と連携した見守り機能の強化や虐待を受けた高齢者のケアに努めます。また、配偶者への暴力の未然防止や被害者の保護・支援のため、教育や意識啓発、相談体制の充実を図るとともに、被害者の生活自立への支援を進めます。

発達障害（学習障害・注意欠陥多動性障害・広汎性発達障害等）のある人に対しては、当事者グループや関係機関等と連携して支援を図っていきます。

広域的な連携による自立支援事業として総合相談事業を進め、ホームレスの実態把握とあわせたアウトリーチ[※]の相談の実施と福祉施策の適用などの支援を行っていきます。さらに、国や大阪府、関係機関をはじめ、ホームレスとなっている人の支援に関わるボランティア・NPOと連携、協力し自立の支援を図っていきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎			○

41)セーフティネット※の構築

ひとり暮らし高齢者の世帯、高齢者夫婦のみの世帯、ひとり親世帯、障害のある人の世帯、生活保護世帯などの生活困窮世帯、外国人など孤立しがちな世帯を孤立させない取り組みが求められており、これらの世帯の状況把握に努めるとともに、市民、関係機関等と連携して、問題の早期発見と、個々の状況に応じた具体的な支援の方法を検討していきます。

ひとり暮らし高齢者の世帯、高齢者夫婦のみの世帯に対しては、地域包括支援センターによる高齢者の実態把握事業や、配食サービスによる安否確認、地域の「見守り・声かけ訪問」活動や閉じこもりにならないための昼食会・サロン等の活動と連携した取り組みを行います。これらを通じて高齢者の孤独死の未然防止にも努めます。

不登校やひきこもりとなっている人々の問題に対しては、関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携の中で、地域住民の理解と協力を進めながら、実態把握や予防及び支援の方法について検討していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎	○	○	○

コラム 9

高齢者見守り・支援マニュアル

吹田市民生・児童委員協議会では、平成17年（2005年）6月に「高齢者見守り・支援マニュアル」をつくりました。事例検討研修会等で、「独居高齢者の孤独死」が特徴的な事例として報告され、「高齢者見守りマニュアルの作成を」との声が多くあがったことがきっかけです。

「日頃から高齢者を見守るためのマニュアル」では、日常的に生活状況を把握する方法や、訪問しても面接にに応じていただけない場合の対応などを、民生委員全員に行ったアンケートの中から「工夫していること」を拾い出し、項目別に整理しました。

また、「異変を感じたときの行動マニュアル」では、異変を感じた時の連絡方法や緊急立ち入りなどについて整理しました。平常時からこのマニュアルを読んで対応を考えるとともに、異変を感じたときに対応できるようなフローチャートを作成し、電話の前などに貼っておけるようにしました。

「マニュアルは全民生委員の強い味方である」との声もあり、マニュアルを片手に孤独死ゼロに向けて見守り・支援活動を強化しています。孤独死が起らないように、民生委員や地域住民と、行政とが連携して見守っていく必要があります。



⑥安心してサービスを利用できるための経済的支援施策の充実

現状と課題

- 経済的な理由により必要な医療や福祉サービスの利用が困難となったり、幼稚園への就園や高等学校等での修学など教育の機会を得ることが阻害されたりしないよう、助成金等の支給、保険料や負担金等の減免措置など、経済的な支援策を行っています。
- 子どもを育てる家庭が安心して医療を受けられるよう、乳幼児医療費の助成制度やひとり親家庭医療費助成制度など、医療費の公費負担制度を実施しています。乳幼児医療費の助成制度においては、平成16年（2004年）11月から対象を就学前児童まで引き上げるなどの改善を行いました。
- 低所得者が介護保険サービスを安心して受けられるよう、居宅サービスや福祉用具購入・住宅改修などに対する利用料の一部助成、本市の行う通所サービスに係る利用者食費の一部助成などを行っています。また、低所得者への介護保険料軽減措置を行っています。
- 経済的な理由により就園や就学が困難な人を対象に、公立幼稚園就園における保護者の保育料負担の減免措置や、高等学校等での修学に係る奨学金の支給を行っています。また、私立幼稚園児の保護者に対して、国の就園奨励費補助金に加えて市独自に保護者補助金（全員対象）を支給しています。

実態調査から…

- 「くらしや医療の困りごと」として、生活費に関することや病気及び医療費負担に関することの比率が上位を占めています。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 少子化対策として出産費用の補助を
- 児童手当の増額を
- 医療費助成をしてほしい
- 障害者の医療費の補助がなくなったので、元に戻してほしい
- 介護保険料・利用料の見直し
- 所得の少ない高齢者に支援を
- 生活保護世帯が自立できるよう支援してほしい
- 生活保護をもう少し簡単に受けられるようにしてほしい
- 生活に困っている人をどのように助けるかの手段を提供してほしい

施策の方向

42) サービス利用のための低所得者対策の充実

安心して医療を受けられ、必要な福祉サービスを利用することができ、就園や就学など教育を受ける機会を得ることができるよう、市民税非課税世帯などの経済的に困難な人や家庭に対する、医療費の助成や福祉サービス利用料などの負担軽減助成金の支給、保険料や負担金等の減免措置など、経済的支援に努めます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	◎			